

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

令和 2 年 3 月 17 日

久慈市議会議長 殿

会派名 社民・みどりクラブ

代表者名 豊 巻 直 子



政務活動費の交付に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

使 途	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費	☐ 要請・陳情活動費
	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務所費
実施期間	令和元年 9 月～令和 2 年 3 月				
実施場所	岩手県立大学アイーナキャンパス学習室				
参加者名	豊巻 直子、黒沼 繁樹				
実績額	¥24,338-				
内 容	会派議員の活動の「質」を高めることと、議員としての基礎知識と専門知識を修得するため、毎月第 3 土曜日に開催された「議員のための地方自治論」講座に 12 月を除き、6 回（4 科目）受講しました。 講義を受けて重要と思えることを列記し、今後の議会活動の糧にすることとし、報告とします。 （参加した際のレジュメ、資料は久慈市議会図書室に寄贈） 【各科目の要旨】 ①議員の質問力 一般質問には、監査機能と政策提案機能の両方が含まれる。 監査機能のポイントは「何が適切なのか」であるが、この場合、遵法性・政策効果・法や制度の趣旨を活かした運用がなされているかを問うことになる。 政策提案機能は新しい事業の提案に限らず、事業の改善や廃止を含む。政策提案の場合、提案の合理性を示し、現状について綿密な分析・検討を行うことによって提案の根拠を示すことにより説得力が増す。				

②総合計画における政策形成

根拠法があるのか？ 地方自治法第2条第4項において、市町村に対し総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、国の地域主権改革の下、2011年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的策定義務がなくなった。策定及び議会の議決を経るかは市の独自の判断に委ねられることとなった。

③議会による政策評価と議会及び議員の自己評価

議会改革を考える基本的な方向として、次の3つが重要である。

- ・望ましい議会のあり方について地域社会で理想像を共有する。
- ・議会の自発性を引き出す仕組みを構築する。
- ・地方議会でなければ果たせない役割を見出し、議会のアイデンティティを確立する。

また、地域住民等との関係に着目して改革の具体的な取り組みを整理すると、住民にとって利便性の高い情報公開の実現、地域住民の有する貴重な外部資源の活用による議会と住民の協働関係の構築、首長との論戦の充実、議員の権限強化と議会内の不透明な慣行の廃止、議会事務局の強化と議員の政策立案能力の向上等が改革のために必要である。

④水道事業の現状と今後のあり方（水道事業の第4世代に向けて）

普及拡大の時代から維持管理・再構築の時代となった。

水を作る量に伴って変わる費用の割合が小さく、施設整備が大きな比率を占める装置産業である。料金体系を見直すことも一考。

基本料金＜従量料金 ⇒ 基本料金＞従量料金

岩手県立大学研究・地域連携本部
地域政策研究センター・公共政策研究所
特任教授 齋藤俊明

XII 議員の質問力

はじめに

1 用語の再確認

(1) 一般質問

議員が本会議で市の一般事務や将来に対する方針などについて質問することをいう。一般質問は定例会で行われ、臨時会ではできない。

質問方式は、質問方式は、大きく分けて、「一括質問一括答弁」方式、「分割質問・分割答弁」方式（テーマごとに質問⇒答弁）、「一問一答」方式、「一括質問一括答弁・一問一答選択」方式、がある。

質問時間は、一括質問方式の場合は 20 分以内を 3 回、一問一答方式の場合は答弁を含めて 60 分以内とされている例があるが、議会によって異なる。

(2) 代表質問

代表質問は、一般質問に準ずるもので、会派の代表が質問を行うものである。

(3) 質疑

議題となっている議案などについて、疑義をたずねるための発言のことです。質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできない。

【福島町議会運営基準】

第1節 質疑

91 2 件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議条例の定により制限しない。

92 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。

93 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。

〈例 1〉議案の質疑終了後は、問題点や課題を明確にするため、町長等執行機関と意見交換を行うことを通例とする。

【留萌市議会運営基準】

第1節 質疑

182 質疑の方法（規 53、54）

本会議における質疑は、一問一答式としないで、全部の質疑を述べてから答弁を求める。

183 質疑の回数（規 53）

岩手県立大学研究・地域連携本部
地域政策研究センター・公共政策研究所
特任教授 齋藤俊明

XI 議会による政策評価と議会及び議員の自己評価

はじめに

- 1 議会評価の考え方
- 2 議会改革評価
- 3 政策評価
- 4 議員評価

はじめに

議会改革を考えるための基本的な方向として、望ましい議会のあり方について地域社会で理想像を共有する、議会の自発性を引き出す仕組みを構築する、地方議会ならではの果たせない役割を見いだして議会のアイデンティティを確立する、の3つが重要であるという指摘がある。

議会改革度調査においては、情報共有（本会議などの議事録や交際費・視察結果の公開具合と検証）、住民参加（傍聴のしやすさ、議会報告会などの実施、住民意見の聴取）、議会機能強化（議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況）の3つが議会の果たすべき役割としてあげられ、3つの点において改革の度合いが数値化されている。

また、地域住民等との関係に着目して改革の具体的な取り組みを整理すると、住民にとって利便性の高い情報公開の実現、地域住民の有する貴重な外部資源の活用による議会と住民の協働関係の構築、首長との論戦の充実、議員の権限強化と議会内の不透明な慣行の廃止、議会事務局の強化と議員の政策立案能力の向上、等が改革のための取り組みとしてあげられている。

以下では、このような視点を前提にしながら、議会改革の進捗度をはかるための自己評価とともに、議会の議決事件である総合計画の基本構想・基本計画の進行管理としての政策評価について検討し、議会及び議員の役割と責任について明らかにする。

1 議会評価の考え方

(1) 評価の種類

1) 議会改革評価

議会改革評価は、議会改革の成果を議会基本条例に規定した項目において自己評価するものである。

VII 参加と協働

1 住民と自治体

(1)住民とは？

第2章 住民

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

* 「住民たる地位に関する正確な記録」とは、「住民基本台帳」である。「住民基本台帳」には、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主(その続柄)、戸籍の表示とともに、住民となった年月日などの情報が記録されている。

(2)住民の権利と義務

1)住民の権利

①選挙権

②直接請求

③住民監査請求・住民訴訟

④住民参加

○間接住民参加

・自治体の長、議会議員の選挙(憲法第93条他)

○直接住民参加

・直接請求制度(地方自治法第74条-88条)

・町村総会(地方自治法第94条、95条)

・住民監査請求(地方自治法第242条)

・住民訴訟(地方自治法第242条の2)

・特別法に関する住民投票(憲法第95条他)

・請願(憲法第16条、請願法、地方自治法第124条、125条)

・陳情(地方自治法第109条)

⑤公の施設の利用権

2)住民の義務

第2章 住民

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

2/15 書込

ハッシュ

岩手県立大学研究・地域連携本部
地域政策研究センター・公共政策研究所
特任教授 齋藤俊明

X 総合計画における政策形成－北上市の総合計画を素材に

1 総合計画の策定

(1) 地方自治法の改正

総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、2011年（平成23年）5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることになった。

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ➡ 削除

【総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋】

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。

.....

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に
関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定
めることができる。

根拠法がある？

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 九戸

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

19年 9月14日17時50分

車種 普通

通行料金 ¥2,720-
(外払)

—入口料金所— 盛岡南

AMEX 有効期限21年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号203-01021648-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 九戸

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

20年 1月18日19時46分

車種 普通

通行料金 ¥2,580-
(外払)

—入口料金所— 盛岡

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号203-00771849-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 盛岡南

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

20年 2月15日11時14分

車種 普通

通行料金 ¥2,770-
(外払)

—入口料金所— 九戸

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号212-00690958-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 九戸

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

19年11月16日18時01分

車種 普通

通行料金 ¥2,580-
(外払)

—入口料金所— 盛岡

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

通行料金は消費税率10%対象です。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号203-00781651-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 盛岡

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

20年 1月18日12時43分

車種 普通

通行料金 ¥2,580-
(外払)

—入口料金所— 九戸

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号209-00621148-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 九戸

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

20年 2月15日18時01分

車種 普通

通行料金 ¥2,580-
(外払)

—入口料金所— 盛岡

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号207-00611657-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 盛岡南

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

20年 3月14日11時43分

車種 普通

通行料金 ¥2,770-

(外払)

一入口料金所一 九戸

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号212-00731024-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 九戸

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5338-7524

20年 3月14日17時51分

車種 普通

通行料金 ¥2,580-

(外払)

一入口料金所一 盛岡

AMEX 有効期限25年 3月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****28158708

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号203-00701655-00

盛岡駅西口地区駐車場

領収証

精算機 #01	A 精算No.000282
発券機 #01	発券No.070628
入庫時刻	2020年 3月14日(土) 12:46
出庫時刻	2020年 3月14日(土) 16:42
駐車時間	3:56
駐車料金	A料金 800円
=====	
合計	800円
現金領収額	800円
お預り	1,000円
お釣り	200円

またのご利用をお待ちしております。

スピード洗車300円あります
現金会員募集中2円引



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

129328

久慈SS

TEL 0194-52-1731

(有) 久慈石油

岩手県久慈市長内町24-11

TEL 0194-52-1731

売上

2020年 3月15日

12:40

KURONUMA SHIGEKI

様

出光クレジット 07-377788XXXXX8708

出光ゼアス

16.40 L

0145.0

P- 3(内)

2378円

合計

2,378円

(内、消費税等(10.00%))

216円

支払区分:一括

承認No.0000001909

端末識別番号:0817501129328

端末処理通番:02991

ATC:0007

IC/MS識別子:IC

AID:A000000025010402

AMEX

カードシーケンス番号:01

伝No:10064

担当:0004 卯道 翔